

[グルー・バンクロフト基金諸規程第4号]

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人グルー・バンクロフト基金(以下「この法人」という。)の定款14条及び29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に発生する交通費、通勤日、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席など、必要の都度、定額を払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款14条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全常勤役員の報酬の合計は、総額で700万円(税込み)以下とする。

第5条 非常勤役員の報酬額は、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、理事会出席など、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(通勤費)

第8条 役員には、その通勤の実態に応じ通勤費を支給する。評議員には、通勤費は支給しない。

(費用)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく、支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

(附則)

この規程は、令和7年6月12日から施行する。